

建管第2835号
令和4年（2022年）2月22日

建設業者団体の長 様
建設関連団体の長 様

北海道建設部長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第96回本部会議」における決定
事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、1月27日から2月20日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の下、全道で感染拡大防止に取り組んでいるところですが、国の分科会において、本道における当該措置の適用を3月6日まで延長するとされたことなどを踏まえ、別添のとおり2月21日以降の措置内容を決定しましたので、別添通知文により貴団体の会員への周知について御配意をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 通知文（知事）
- (2) 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定）の概要
- (3) 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定）

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

【建設現場における具体的な対策】

- 現場事務所及び作業員宿舎における対策
 - ・対人間隔の確保や窓等の開放による換気
 - ・時間差による打合せ・食事等の分散化や打合せ時間の短縮
 - ・車中における単独での食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
 - ・消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒 等
- 現場作業や移動時における対策
 - ・作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
 - ・車両での移動時の同乗、相乗りを避け個別の移動を励行
 - ・重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 等

（建設政策局建設管理課建設業係）